

防衛省防衛研究所仕様書

件 名	防衛研究所研究職職員の募集広報用パンフレット及びP R 動画の企画・制作・印刷製本等	作 成	政策研究部
1 適用範囲 この仕様書は、防衛省防衛研究所において使用する研究職職員の募集広報用パンフレット（以下、「パンフレット」という。）の企画立案、作成、D T P、校正、印刷製本、及びパンフレットの原稿データと同内容の情報をパソコンやスマートフォンを含むタブレット端末等の電子媒体で容易かつ簡易に閲覧できる電子書籍仕様（デジタルブック）の作成、並びに募集広報用のP R 動画（以下、「PR 動画」という。）の企画立案、撮影、編集等について規定する。 2 役務内容 2.1 役務の概要（パンフレット） 本役務は、官側が貸与するサンプルをもとに、パンフレットの基本構成、内容及び表紙等デザインを企画・立案し、官側と緊密に調整して制作し、編集・校正作業を経て、印刷製本、デジタルブックを作成するものとする。 2.1.1 印刷製本方式 （１）仕上がり寸法はA 4 判とする。 （２）印刷方式は、オフセット印刷４色両面刷りとする。 （３）製本はホチキス中綴じ留めとする。 （４）総頁は表紙を含めA 4 換算で２４頁を基準とし、見開き２枚程度の増減枚数を補正範囲とする。 2.1.2 用紙 （１）アートポスト菊判 125. 0kg を基準とする。 （２）契約相手方は、用紙見本を３点官側に提出し、承認を得るものとする。 2.1.3 表紙を含むパンフレット全体の構成案 契約相手方は、官側と調整の上、契約締結後速やかに表紙のデザインを含むパンフレット全体の構成案を３案以上提出し、承認を得るものとする。 2.1.4 本文 （１）本文の組版は、契約相手方が起案し、官側の承認を得るものとする。 （２）本文の組版は、各頁のデザイン及び文章・写真・図表のレイアウト、官側が示す原稿に基づく図表のデザインを含むものとする。 2.1.5 写真 （１）契約相手方は、官側の指示に基づき、写真３０点以内（うち写真３点については官側が指定するものを契約相手方が購入し、その他については（２）に定める通り、官側の指示に基づき契約相手方が新規に撮影するもの及び官側が貸与するものを使用する。）を編集する。購入する写真３点は、二次使用することが前提となる。そのため、契約相手方は写真の二次使用にかかる費用の見積もりを作成し、官側の了解を得たうえで写真を購入する。			

- (2) 契約相手方は、官側の指示に基づき、商業写真の撮影経験のあるフォトグラファーによる出張写真撮影を少なくとも2営業日で実施する。

2.1.6 校正

校正は、簡易校正で1部提出し、官側の指示に従い3回実施する。契約相手方は、校正が終了し官側の承認を得た後、印刷製本等を行うものとする。

2.1.7 納入品

- (1) 契約相手方は、パンフレットの原稿データと同内容の情報をパソコンやスマートフォンを含むタブレット端末等の電子媒体で容易かつ簡易に閲覧できる電子書籍仕様（デジタルブック）とPDF仕様を作成し提出するものとする。なお、電子書籍版では多くの電子媒体で閲覧が可能な形式とし、防衛研究所HPに掲載が可能な形式とするが、細部の形式については官側と調整し、データをDVD等可搬記憶媒体により以下に示す納期までに官側に直接手交する。
- (2) 契約相手方は、以下に示す納期までにパンフレット600部を納品する。納品は、契約相手方と官側の直接手交とする。

2.2 役務の概要（PR動画）

本役務は、官側が貸与するサンプルをもとに、PR動画の基本構成、内容を企画・立案し、官側と緊密に調整して制作し、撮影・編集・校正作業を経て、官側が指定する形式で納品するものとする。

2.2.1 工程及び日程管理等

(1) 工程管理者の指定

契約相手方は、契約締結後速やかに、作業工程を管理し、また官側との連絡調

整を行う工程管理者を1名指定し、その氏名及び連絡先を官側に通知する。

(2) 工程・日程管理

契約相手方は工程表の案を作成して官側に提出し、その承認を得て作業を進行する。工程に変更が生じる場合は、遅滞なく工程表を改定して官側の承認を得なければならない。

(3) 連絡調整

契約相手方は官側との連絡を密にし、必要に応じ官側に指示を求めるものとする。

2.2.2 PR動画の構成案

契約相手方は、官側と調整の上、契約締結後速やかに構成案を3案以上提出し、承認を得るものとする。

2.2.3 制作要領等

ア 動画の尺は5分を基準とする。

イ 動画撮影場所は防衛研究所及び官側が指定する場所とする。

ウ 動画にはナレーション、テロップ及びBGMをいれること。ナレーションの声質やテロップの文案、BGMについては官側と事前に調整するとともに、BGMの使用に伴う著作権等の諸手続きについては、契約相手方が行う。

エ 必要に応じてCGを作成すること。

オ 募集広報に資する配信動画として相応しい演出を加えること。

2.2.4 動画撮影

契約相手方は、官側の指示に基づき、商業動画の撮影経験のあるカメラマンによる出張撮影を少なくとも2営業日で実施する。

2.2.5 校正

契約相手方は、完成までに官側による複数回（3回以上）の動画内容の確認及び修正指示の機会を設けること。

2.2.6 納入品

完成した動画については、DVD等可搬記憶媒体で納品する。

3 納期

（1）デジタルブックのデータ 令和9年1月12日（火）

（2）パンフレット 令和9年1月12日（火）

（3）（2）のPDFデータ 令和9年1月12日（火）

（4）PR動画 令和9年1月29日（金）

上記の納品場所は、防衛研究所企画部総務課人事第1係とする。

4 検査

2項に基づき直接検査方式により実施する。

5 出荷条件

包装は、一般商習慣による。

6 その他

6.1 契約相手方は、本件実施に当たり官側が必要とする場合は、適宜協議しなければならない。

6.2 契約相手方は、契約締結後速やかに作業工程表を官側に提出し、官側の承認を得てから作業を開始するものとする。

6.3 作業工程表に変更が生じる場合は、速やかに官側へ報告するとともに、その都度、官側の承認を得てから作業を進めるものとする。

6.4 本件実施に当たり、使用する材料・資材等については、グリーン購入法を遵守する。

6.5 著作権は官側に属し、著作権法上において譲渡が可能な全ての権利をはじめとして本契約において生じる成果に関する権利は全て官側に帰属するものとする。

6.6 官側から借り受けた原稿及び資料等の管理については、損傷・亡失がないよう十分な管理体制をもって行うこととし、損傷・亡失の事象が発生した場合には速やかに官に報告するものとする。

6.7 契約相手側は、官側より貸与・提供された資料等を本件実施終了後に官側へ返却するか、または官側の承認を得た上で破棄するものとし、これらを一切保管してはならない。

6.8 契約相手方は、本件実施に当たり知り得た事項について、官側の許可なく発表又は利用してはならない。

6.9 契約相手側の責めに帰すべき事由により、官側または第三者に被害を与えた場合、契約相手方は損害賠償の責を負うものとする。

6.10 この仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに官側と協議するものとする。